

長上苑訪問介護のご利用について

サービス提供時間

- ① 早朝 7:00～8:00 ② 通常 8:00～18:00

サービス内容

□身体介護サービス（要介護認定の方）

例：食事の介助、入浴介助、清拭、洗髪の介助、着替えの介助、移動・車いすの介助、
体位交換、排せつの介助、口腔ケア、外出介助など

□生活援助サービス（要介護認定の方）

例：掃除、洗濯、買い物代行、調理など

□介護予防訪問介護（要支援の方）

例：洗濯、掃除など主に生活援助ですが、身体状況により対応いたします

※申し込み：要介護認定、要支援の方はケアマネジャーさんを通じて受付いたします

□日常生活支援（要介護認定を受けていない方及び概ね 65 歳以上のひとり暮らしの方）

介護保険ではなく、基本チェックシートにより実施

※申し込み：地域包括支援センターを通じて受付いたします

□障害支援サービス

居宅介護サービス、重度訪問介護サービス、同行援護サービス

□七恵サポートサービス（自費サービス）

介護保険以外での長上苑独自のサービスです

通院介助など介護保険適用外の部分など援助いたします

※通院介助等の院内移動時などは介護保険の併用もできます

※申し込み：直接、長上苑へ電話でお尋ねください



サービス利用料金

要支援 1・2 の利用者における基本料金		事業対象の利用者における基本料金	
介護予防訪問介護費（Ⅰ）	12,006 円／月	訪問型独自サービス費（Ⅰ）	9,607 円／月
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	23,983 円／月	訪問型独自サービス費（Ⅱ）	19,195 円／月
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	38,052 円／月	訪問型独自サービス費（Ⅲ）	30,446 円／月
処遇改善加算 I		24.5%	

要介護 1～5（通常時間帯）基本料金		
身体介護	20 分未満	1,837 円
	20 分以上 30 分未満	2,746 円
	30 分以上 1 時間未満	4,349 円
	1 時間以上（30 分を増すごと）	6,371 円に 929 円を加算
生活援助	20 分以上 45 分未満	2,011 円
	45 分以上	2,470 円
処遇改善加算 I		24.5%



その他

※特定事業所加算（Ⅱ）が 10% 上記に加算されております。

○基本料金は、所定の単位に 10.21 円を乗じて得た額です。

○基本料金に対して早朝（午前 7 時～8 時）、夜間（午後 6 時～7 時）は、25% 加算となります。

○一定の条件の下に 2 人の訪問介護員が 1 人の利用者に訪問介護を行ったときは 2 人分の料金となります。

○新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供した場合は、2,042 円を加算します。

○緊急に身体介護を行った場合、1 回につき 1,021 円を加算します。

○利用者に対して、指定訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とサービス提供責任者が共同で評価を行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の訪問介護が行われた日の属する月以降 3 ヶ月の間、1 ヶ月につき 1,021 円を加算します。

○この「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第 19 号）に規程される訪問介護を行った場合、所定の料金の 1 割～3 割負担です。

キャンセル料

キャンセルされる場合は前日の 17 時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルについては、基本料金の 10% をご請求いたします。

ヘルパーステーション長上苑（事業所番号 2277100208）

担当：訪問介護課 太田純子

〒435-0057 浜松市中央区区中田町 584

TEL 411-0011 FAX 411-0012